

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

安心・安全な自然体験を目指して

Go Toトラベルのご利用に当たっての遵守事項

【第2版】

令和 2年 7 月 1日 (第1版)

令和 2年 8 月 13日 (第2版)

掲載内容は、令和 2年 8月 13日時点のものです。今後、国等による通知等により随時内容を変更します。最新の内容については(株)ダイイチ ホームページをご覧ください。以下にお問い合わせください。

株式会社 ダイイチ

電話 059-271-0545

ホームページ <http://www.wan-wan.co.jp>

<https://elcaballo.jp/index.html>

掲載：http://www.wan-wan.co.jp/marine/pdf/covid-19_measures_guidelines_daiichi.pdf

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

1. 目的

ダイイチグループでは、エリア内で実施している体験コンテンツを利用者に安心して楽しんでもらうため、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを策定しました。

本ガイドラインは、密接・密着・密閉のいわゆる「三密」を避け、新型コロナウイルスから利用者および事業者自身の生命を守るために事業者等が講じるべき具体的な対策事項を示しています。

弊社が本ガイドラインの内容を遵守し、利用者にその内容を提示するとともに、利用者にも感染症予防対策に対する理解を求め、利用者と弊社が相互に協力して取り組むこととします。

これらの取り組みにより、①コロナウイルス感染症拡大により激減した自然体験サービスご利用のお客様の回復、②徹底したコロナウイルス感染症対策による「安心・安全な自然体験」の発信、③マイクロツーリズム（近場観光）の推進による観光振興意識の向上、④観光事業者の感染症予防対策意識の向上につなげます。

2. 策定方法

策定に当たっては、三重県観光局発出の「県内観光事業者向けガイドライン作成の手引き」等業界団体策定のガイドラインを参考にしました。

3. ガイドライン

ア) 施設環境の整備

- 店内等に手指消毒液を適宜設置する。手洗い場には共有タオル等を設置せず、必要に応じてペーパータオルなど（エアータオル不可）を設置するよう努

める。

- 施設内や使用備品等、人がよく触れるところをこまめに消毒する。トイレや脱衣所、シャワー室などの個室はこまめに消毒する。マスクを持参していない利用者用のマスクを用意する。
- 体験プログラムに用いる道具などは使用者が変わる毎に消毒する。
- 室内の場合は、出入口や窓を開放して常時換気に努める。常時の換気が難しい場合は、こまめに換気する。
- 宿泊や飲食等を伴う場合は、別に業界団体等が定めるコロナウイルス感染症対策マニュアル等に基づき適切な対策を講じる。
- 飲食を伴う場合は、食器等を複数の人が触ることのないような形式とする。

イ) 事業者が行うこと

- マスクの着用、うがいの励行、手洗いを徹底する。ただし運動時のマスク着用は人との距離を 2メートル以上確保し大声をださないなどの飛沫感染対策を講じた上で任意とする。
- 業務に携わる従業員全員が始業前に検温を実施し、記録する。検温の結果、体温が37.5度以上の場合は業務に従事させない。これにより業務に従事できる者がいなくなった場合はプログラム提供を休止する。体調不良の者に対し医療機関受診を指示するとともに診察結果を報告させる。
- 人同士の距離を確保する。間隔はマスクを着用した上で1メートル以上(できるだけ2メートル)とする。

ウ) 利用者に求めること

- マスクの着用を徹底する。ただし運動時のマスクの着用は、人との距離を 2メートル以上確保し大声をださないなどの飛沫感染対策を講じた上で任意とする。
- 利用者がマスクを所持していない場合は備え付けのマスクを提供する。
- 手指の消毒もしくは石鹸による手洗いを徹底する。
- 人同士の距離を確保する。間隔はマスクを着用した上で1メートル以上(できるだけ2メートル)とする。
- 利用当日に体温が 37.5 度以上の場合は利用を断る。ただし、宿泊施設の場合は、旅館業法に留意して対応する。
- 体験プログラム参加全員の連絡先を記入してもらう。

エ) 体験プログラムの利用について

- 予約時に以下の注意事項を徹底する。
 - ・新型コロナウイルスの発生等に伴う急なプログラム中止
 - ・利用時及び利用日 2 週間前以内の発熱や風邪症状がある場合の利用不可
 - ・利用日 2 週間前以内に緊急事態措置発出地域及び外国への訪問がある場合の利用不可
- 密集を避けるため、同時に利用できるグループ数と、1 グループあたりの人数を制限する（「三密を避けることができる数とする」）。
- 利用者の連絡先（氏名・住所・電話番号）を記録する。
- 利用者情報は、事業者が 1 か月間保管し、新型コロナウイルス感染症防止対策に必要な場合のみ使用する。保管期間経過後ただちに破棄する。
- 運動を伴う体験プログラムの場合は、運動時のマスクの着用は任意とする。ただしマスクを着用していない時は、人との距離を 2 メートル以上確保し大声をださないなどの飛沫感染予防に努める。

オ) 感染症が疑われるもしくは発症者が判明した場合

- 新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合は利用を断るとともに、直ちに所管の保健所に通報し体験プログラムの実施を中断する。
利用者新型コロナウイルスの感染者が発生した場合は、直ちに所管の保健所に通報し体験プログラムを休止するとともに当該利用者が利用した日以降の利用者にその旨を連絡する。

4. コロナウイルス感染症発症に関する通報先

○帰国者・接触者相談センター

①9時00分から21時00分まで

桑名保健所	0594-24-3619
四日市市保健所	059-352-0594
鈴鹿保健所	059-392-5010
津保健所	059-223-5345
松阪保健所	0598-50-0518
伊勢保健所	0596-27-5140
伊賀保健所	0595-24-8050
尾鷲保健所	0597-23-3456
熊野保健所	0597-89-6161

②21時00分から翌9時00分まで

三重県救急医療情報センター 059-229-1199

※当ガイドラインの内容は作成時点の情報に基づき作成しております。

※当ガイドラインは事業者の対応指針を示すもので、当ガイドラインの情報を用いて行う一切の行為およびガイドラインに起因して生じた損害につき責任を負うものではありません。